

1. 訪問看護ステーションおおむらさきの概要

（1）事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	訪問看護ステーションおおむらさき
所在地	埼玉県東松山市上唐子 1312-1
事業者指定番号	1163390101
管理者	内田 明恵
通常事業の実施地域	嵐山町、小川町、滑川町、ときがわ町、東松山市

上記地域以外の方でも御希望の方は御相談ください。

（2）事業所の職員体制

管理者	看護師（常勤）1 名			
看護職員	看護師（常勤）	名	（非常勤）	名 理学療法士等 1 名以上

（3）営業日及び営業時間

① 営業日	毎週月曜日から土曜日まで（日曜日、祭日、12/31～1/3 は除く）
② 営業時間	午前 9 時から午後 5 時

緊急時は電話相談と必要に応じ訪問看護が可能です。

2. サービスの内容

（1）別紙 パンフレット

（2）訪問看護計画書により個別のケア計画をたて、それに沿ってサービス提供いたします。

（3）利用者又はその家族より依頼があった場合、保険対象外のサービスを提供いたします。

3. サービス利用料

（1）基本料金及び加算料金

別紙利用料金表参照（地域区分 6 級地）1 単位→10.42 円

（2）交通費

① 前記 1 の（1）の通常の事業の実施地域	無料
② 実施地域を越えて行う場合	
介護保険でご利用の場合	
通常の事業の実施地域を超えた時点から片道 5 キロ未満	無料
通常の事業の実施地域を超えた時点から片道 5 キロ以上 10 キロ未満	275 円（税込み）
通常の事業の実施地域を超えた時点から片道 10 キロ以上	550 円（税込み）

（3）自費の訪問看護 別紙利用料金参照

（4）死後処置料 16,500 円（税込み）

4. キャンセル規定

キャンセル料は無料です。但し、キャンセルの際は利用日の午前 8 時までにご連絡下さい。

5. 料金のお支払方法

（1）毎月 1 回事業所の指定する方法で支払い願います。（翌月 10 日過ぎに請求書を発行いたします）

（2）償還払い（居宅サービス計画を作成しない場合等）

一旦利用料金を全額支払い、その後市町村に保険給付分を請求することになります。

6. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (2) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 緊急時の対応

訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じた時は、直ちに主治医に連絡し主治医の指示に基づき必要な処置を講じ、主治医の連絡が困難な場合には当直医への連絡とともに救急搬送等の必要な処置を講じます。

主治医	医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
	主治医氏名	

8. 24時間緊急時対応及び連絡体制

当事業所は、24時間緊急時連絡体制にあり、計画的な訪問看護以外に必要な応じて、利用者の同意に基づいて緊急訪問看護を行う場合があります。

連絡先は別紙参照

9. 災害時の対応

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、業務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、業務の履行が遅延もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任は負わないものとさせていただきます。

10. 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者及び家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

11. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 訪問看護においては、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはできません。
- (2) 訪問看護においては、介護保険制度上利用者の心身機能の維持回復のために、療養上の世話や診療の補助などを行うこととされ、それ以外の業務（食事づくり、掃除等）をすることはできませんのでご了承ください。
- (3) 金品や飲食など、又は贈り物などの提供はお断りいたします。
- (4) ご自宅で動物を飼われている場合、サービス提供中は居室内での放し飼いは極力控えるようお願いいたします。

1 2. 虐待防止のための措置

- (1) 利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は行いません。また、身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、行いません。利用者の人格を尊重する視点に立ちサービスに努め、虐待防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ市町村へ通報します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備するとともに、利用者の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修等を実施するものとします。
- (3) 前項の措置を適切に実施するために虐待防止担当者を配置します
- (4) 身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します
 - ①利用者又は、家族等の生命または、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
 - ②身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない
 - ③身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

1 3. サービス提供に関する相談、窓口

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
- ② 苦情を受け付けた日及びその内容について記録します。
- ③ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえサービスの質の向上に向けた取り組みをおこないます。

(2) サービス内容に関する相談、要望、苦情等の窓口

① 訪問看護ステーションおおむらさき

担 当 者 内田 明恵

電 話 番 号 0493-81-6821

受付時間 毎週月曜日から土曜日 午前9時から午後5時（日曜、祝日、年末年始を除く）

受付方法 ご来所もしくはお電話にてお受けいたします。

② 行政相談・要望・苦情窓口

嵐山町役場 長寿生きがい課

電話番号 0493-62-0718（直通）

滑川町役場 町民保険課 介護保険担当

電話番号 0493-56-2010（直通）

小川町役場 長生き支援課

電話番号 0493-74-2323（直通）

東松山市役所 高齢介護課

電話番号 0493-21-1406（直通）

ときがわ町役場 福祉課 高齢者福祉担当

電話番号 0493-65-0813（直通）

埼玉県国民健康保険団体連合会

介護福祉課 苦情対応係

電話番号 048-824-2568（直通）

1 4. 第三者による評価は実施しておりません。

令和 6 年 6 月 1 日 現在

訪問看護・介護予防訪問看護の提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所 住 所 埼玉県東松山市上唐子 1312-1

名 称 訪問看護ステーションおおむらさき

説明者 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名 _____ 印 _____

代理人 住 所

氏 名 _____ 印 _____

(契約者との続柄)

〈以下余白〉

訪問看護利用料金（介護保険）

令和8年7月1日現在

サービス内容		基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
基本部分 (要介護の方)	訪問看護	20分未満	3,271円	328円	655円
		30分未満	4,907円	491円	982円
		30分以上1時間未満	8,575円	858円	1,715円
		1時間以上1時間30分未満	11,753円	1,176円	2,351円
		リハビリ職員による（1回：20分）	3,053円	306円	611円
基本部分 (要支援の方)	予防訪問看護	20分未満	3157円	316円	632円
		30分未満	4,699円	470円	940円
		30分以上1時間未満	8273円	828円	1,655円
		1時間以上1時間30分未満	11,357円	1,136円	2,272円
		リハビリ職員による（1回：20分）	2,948円	295円	590円
早朝・夜間・深夜の訪問看護 (予防訪問含む)		夜間(18-22時)・早朝(6-8時)は所定単位数の25%を加算、 深夜(22-6時)は所定単位数の50%を加算			
複数名訪問加算 (看護師2人の訪問)	複数名訪問加算[Ⅰ]	30分未満	2,646円	265円	530円
		30分以上	4,188円	419円	838円
長時間訪問看護加算	長時間訪問看護加算/1回	3,126円	313円	626円	938円
緊急時訪問看護加算（注2）	緊急時訪問看護加算[Ⅰ]/月	6,252円	626円	1,251円	1,876円
	緊急時訪問看護加算[Ⅱ]/月	5,981円	599円	1,197円	1,795円
特別管理加算	特別管理加算[Ⅰ]/月	5,210円	521円	1,042円	1,563円
	特別管理加算[Ⅱ]/月	2,605円	261円	521円	782円
ターミナルケア加算	※ターミナルケア加算/月	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円
初回加算（注2）	初回加算〔Ⅰ〕	3,647円	365円	730円	1,095円
	初回加算〔Ⅱ〕	3,126円	313円	626円	938円
退院時共同指導加算（注1）	退院時共同指導加算	6,252円	626円	1,251円	1,876円
看護・介護職員連携強化加算	※看護・介護職員連携強化加算/月	2,605円	261円	521円	782円
看護体制強化加算（注2）	※看護体制強化加算[Ⅰ]/月	5,731円	574円	1,147円	1,720円
	※看護体制強化加算[Ⅱ]/月	2,084円	209円	417円	626円
	看護体制強化加算/月（介護予防）	1,042円	105円	209円	313円
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)/訪問毎	62円	7円	13円	19円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)/訪問毎	31円	4円	7円	10円
口腔連携強化加算	口腔連携強化加算/回	521円	53円	105円	157円
専門管理加算	専門管理加算/月	2,605円	261円	521円	782円

※ 予防訪問看護の方には該当しません。

注1：訪問看護の最初の1回目に加算。初回加算を算定する場合は算定しません。

注2：厚生労働省の条件を満たした状況により〔Ⅰ〕、もしくは〔Ⅱ〕のどちらかを算定します。

注3：処遇改善加算の1.8%を利用料より増額させていただきます。

保険外自費		(消費税込)
交通費 通常の事業の実施地域（嵐山町、小川町、滑川町、ときがわ町、東松山市）を超えた時点から	5km未満	無料
	5km以上	275円
	10km未満	
	10km以上	550円
自費の訪問看護 下記の場合は自費料金を請求します。 ①利用者又はその家族から保険適用外での依頼による実施 ②平均的な時間（90分）を超える訪問看護の実施 ③居宅外での訪問看護の実施	30分未満	4,900円
	60分未満	8,500円
	以降30分毎	4,900円
死後処置料		16,500円

【例】要介護の方で、膀胱留置カテーテルを設置。
30分以上1時間未満訪問を月4回利用した場合（処遇改善加算除く）

	計算回数	基本単位	合計	1割負担	2割負担	3割負担
30分以上1時間未満	4	823単位	3,292単位			
緊急時訪問看護加算	1	574単位	574単位			
特別管理加算[Ⅰ]	1	500単位	500単位			
サービス提供体制加算[Ⅱ]	4	3単位	12単位			
看護体制強化加算[Ⅰ]	1	550単位	550単位	5,135円	10,270円	15,405円
単 位 合 計			4,928単位			
1単位の単価（6級地）			10.42円			
請 求 合 計 金 額			51,349円			

【例】要介護の方で、在宅酸素療法を受けている場合。
30分以上1時間未満訪問を月4回利用した場合（処遇改善加算除く）

	計算回数	基本単位	合計	1割負担	2割負担	3割負担
30分以上1時間未満	4	823単位	3,292単位			
緊急時訪問看護加算	1	574単位	574単位			
特別管理加算[Ⅱ]	1	250単位	250単位			
サービス提供体制強化加算[Ⅱ]	4	3単位	12単位			
看護体制強化加算[Ⅰ]	1	550単位	550単位	4,875円	9,750円	14,624円
単 位 合 計			4,678単位			
1単位の単価（6級地）			10.42円			
請 求 合 計 金 額			4,8745円			

【例】要支援の方で、膀胱留置カテーテルを設置。
30分未満訪問を月2回利用した場合（処遇改善加算除く）

	計算回数	基本単位	合計	1割負担	2割負担	3割負担
30分未満	2	451単位	902単位			
緊急時予防訪問看護加算	1	574単位	574単位			
サービス提供体制強化加算[Ⅱ]	2	3単位	6単位			
単 位 合 計			1,982単位	2,066円	4,131円	6,196円
1単位の単価（6級地）			10.42			
請 求 合 計 金 額			20,652円			

参考

特別管理加算の算定条件

- 特別管理加算[Ⅰ] 下記のイにあてはまる状態
特別管理加算[Ⅱ] 下記のロからホにあてはまる状態

- イ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
ロ) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
ハ) 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態
二) 真皮を超える褥瘡の状態（NPUAP分類Ⅲ度若しくはⅣ度又はDESIGN分類D3、D4若しくはD5に該当する状態）
ホ) 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態